

要介護認定調査個人委託の受注者募集要項

1 業務内容

介護保険の要介護認定等申請者について、応募区内または近隣区等の自宅や施設等を訪問して全国統一の介護認定調査を実施し、作成した調査票を区に提出する。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単年度契約）
年度途中の契約の場合は、契約日から令和8年3月31日まで

3 応募資格 ※以下のすべてに該当する者

- （1）介護支援専門員資格保有者であって、その業務において厚生労働省の定める基準に違反したことがないこと。
- （2）都道府県等が主催する認定調査員新規研修を修了し、介護保険認定調査の経験が概ね1年以上あること。
- （3）事業所等に所属していないこと。
- （4）調査に必要な交通手段及び通信手段等を確保できること。
- （5）千葉市主催の研修会に参加できること。

4 応募受付期間

令和7年4月1日から随時（窓口：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

5 応募方法

介護保険管理課に以下の必要書類を直接提出（代理人も可）又は郵送してください。

〔必要書類〕

ア 要介護認定調査個人委託 受託申出書

イ 介護支援専門員証の写し（有効期間の分かるもの）

ウ 都道府県認定調査員新規研修修了証書の写し

エ 運転免許証の写し

（受託申出書内の交通手段として、自動二輪と自家用車を選択した場合）

※イ、ウ、エについては、契約書類提出時に**原本を持参**してください。

※応募書類については、返却いたしません。

6 契約までの流れ

必要書類の提出



書類選考、選考結果の通知、契約書類の送付



契約書類の直接提出（郵送不可）

7 委託料

認定調査1件当たり5,170円（消費税、交通費・通信費等を含む。）

8 必要書類提出先及び問い合わせ先

○介護保険管理課（千葉市役所9階）

住所： 〒260-8722 中央区千葉港1-1

電話： 043-245-5206

FAX： 043-245-5623

9 契約締結後の調査書類等の提出先

○中央保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（きぼーる内）

住所： 〒260-8511 中央区中央4-5-1 きぼーる13階

電話： 043-221-2189

FAX： 043-221-2602

○花見川保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（花見川区役所隣）

住所： 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1

電話： 043-275-6403

FAX： 043-275-6317

○稲毛保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

（稲毛区役所・穴川コミュニティセンター隣）

住所： 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4

電話： 043-284-6241

FAX： 043-284-6193

○若葉保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（若葉区役所向側）

住所： 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1

電話： 043-233-8265

FAX： 043-233-8251

○緑保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

（JR鎌取駅より徒歩8分、鎌取十字路近く）

住所： 〒266-8550 緑区鎌取町226-1

電話： 043-292-9491

FAX： 043-292-8276

○美浜保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（美浜区役所隣）

住所： 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2

電話： 043-270-4073

FAX： 043-270-3281

【賠償責任保険の加入について】

介護支援専門員が、日本国内において介護支援専門員の業務に関わる不測の事故によって法律上の賠償責任を負担することになったとき、被害者に支払うべき損害賠償額を負担する「介護支援専門員賠償責任補償制度」を一般社団法人日本介護支援専門員協会が提供しています。万一に備えて加入をご検討ください。